

視覚障害区分の改正に関するご案内

陸上、水泳、卓球競技について、下記のとおり視覚障害の区分が改正されております。

□視覚障害区分の改正

改正前			改正後		
競技	区分	障害区分		区分	障害区分
陸上競技	24	視力0から光覚弁まで	➡	24	視力0から0.01まで(※1)
	25	視力手動弁から0.03までまたは、視野5度以内		25	その他の視覚障害
	26	その他の視覚障害			
水泳競技	23	視力0から光覚弁まで	➡	23	視力0から0.01まで(※2)
	24	視力手動弁から0.03までまたは、視野5度以内		24	その他の視覚障害
	25	その他の視覚障害			
卓球競技	15	視力0から0.03までまたは、視野5度以内	➡	15	アイマスク有り(※3)
	16	その他の視力障害		16	アイマスク無し(※3)

※1：光を通さないアイマスクを装着する。

※2：光を通さないゴーグルを装着する。

※3：視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で障害区分をわける。なお、視覚障害の方が対象です。

□視力について

改正前	改正後
矯正後の良い方の視力で障害区分を判定	矯正後の両眼視力の和で障害区分を判定

□視野について

改正前	改正後
視野は「5度以内」と「それ以外」で障害区分を判定	視野は障害区分の判定要因に含めない